

平成 29 年松阪市告示第 167 号
(改正 令和 3 年松阪市告示 127 号)
(改正 令和 6 年松阪市告示 80 号)

松阪市手数料条例(平成 17 年松阪市条例第 112 号)別表第 6 その 2、その 3 及びその 4 に規定する市長が別に定める用途を第 1 に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 2 に、工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模を第 3 に、工場等の用途の部分について市長が別に定める規模を第 4 に定める。

令和 6 年 3 月 22 日

松阪市長 竹上 真人

第1 用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし次の各号に掲げるもの以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に附属するものを除く。

- (1) 自動車車庫
- (2) 倉庫
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

第2 法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法とする。

第3 工場等以外の用途の部分の規模は、当該建築物の非住宅部分全体が基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものであって、その部分の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

第4 工場等の用途の部分の規模は、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

附 則(平成29年松阪市告示第167号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年松阪市告示第127号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年松阪市告示第80号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。